

① 空き家家財道具等処分事業補助金

1.趣旨・目的

空き家を流通させることで、空き家の有効活用や定住促進を図ることを目的とします。

2.事業概要

空き家内の残存家財道具等の処分に要する経費の一部を補助します。

3.対象者

- * 補助対象空き家の所有者またはその相続人
- * 市税等の滞納がない者
- * 空き家情報バンクへの登録または市内の宅地建物取引業者との媒介契約の締結予定者
- * 過去に当該補助金の交付を受けていない者
- * 宇陀市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日（ただし、予算の範囲内に限る。）

5.補助額

補助対象経費の2分の1（上限10万円、千円未満切り捨て）

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話：0745-82-2130（IP：0745-88-9085）

② 定住促進奨励事業・子育て世代支援事業

1.趣旨・目的

市内経済の活性化と人口増加、定住促進、自治会の活性化を目的とします。

2.事業概要

市内に住宅を取得し定住する者に対し、ウッピー商品券を交付します。

3.対象者

- * 市外から転入し、住宅を取得した者
- * 宇陀市民で住宅を取得した者
- ※いずれも以下の要件を満たすこと
- * 取得した住宅が申請者名義であること（共有可）
- * 市税の滞納がないこと（転入者は前住所地での市町村税の滞納がないこと）
- * 住宅取得地域の自治会に加入していること

4.申請時期

住宅取得日（建物の所有権登記日）から1年以内

5.補助額

- * 基礎額
 - * 転入者：10万円分のウッピー商品券
 - * 宇陀市民：10万円分のウッピー商品券
- * 加算額（平成27年4月1日以降に住宅の所有権登記をした者で、申請時に18歳以下の子どもが同居する世帯）
 - * 子ども1人：5万円分
 - * 子ども2人：10万円分
 - * 子ども3人以上：20万円分

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話：0745-82-2130（IP：0745-88-9085）